

2024 年度入学試験における受験生及び入学者に対する特別支援措置について

富山短期大学

1. 対象者

2024年度入学試験で本学を受験・入学される方で、東日本大震災及び2023年度に災害救助法が適用された地域に居住し被災した方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、流失し、罹災証明書が発行される場合
- (2) 家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- (3) 福島第一原子力発電所事故により、家計支持者の居住地が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域のいずれかに指定されている方

2. 特別措置

① 入学検定料の全額免除（2024年度入学試験すべての入学試験）

② 入学金の全額免除及び状況に応じた学費の免除

※学費とは、授業料、教育環境充実費及び実習費のこと

被災の状況	特別支援措置の内容
家計支持者の家屋の全壊又は全焼、もしくはは流失	入学金の全額免除及び2年間の学費の全額免除
家計支持者の家屋の半壊又は半焼	入学金の全額免除及び2年間の学費の2分の1免除
家計支持者の家屋の一部損壊もしくはその他の被害	入学金の全額免除及び2年間の学費の4分の1免除
家計支持者が死亡又は行方不明	入学金の全額免除及び2年間の学費の全額免除
福島第一原子力発電所事故により家計支持者の居住地が帰還困難区域等に指定	入学金の全額免除及び2年間の学費の2分の1免除

3. 申請書類

① 「2024 年度入試特別支援措置申請書」

② 対象者（1）に該当される方…公的機関が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」

対象者（2）に該当される方…公的機関が発行する「死亡又は行方不明を証明する書類」

対象者（3）に該当される方…公的機関が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」

4. 申込期限・方法

出願しようとする入試の出願期間に、「入学願書一式」と「2024年度入試試験等特別支援措置申請書」と「罹災証明書」又は「死亡又は行方不明を証明する書類」又は「被災証明書」を提出する。

